

答 申

1 審査会の結論

実施機関が、賃貸借契約書中の階、部屋番号、駐車場番号、賃借人以外の入居者に関する情報（副市長本人の住所、氏名、生年月日及び年齢を除く。）及び媒介担当店の従業員の印影を非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、いなべ市長（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 9 月 12 日付け管財第 78 号で『職員公舎に係る賃貸借契約書（以下「本件対象公文書」という。）』の一部を非公開とした部分公開決定（以下「本件処分」という。）の無効確認を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 実施機関は、請求人以外の第三者が行なった同一内容の公開請求に対してした決定内容と異なる決定をした。

イ 対象となる公文書が同一のものであるにもかかわらず、決定内容が異なる処分は、憲法第 14 条第 1 項が定める「法の下での平等」に違反し、無効である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、いなべ市が平成 19 年 4 月 1 日付けで締結した職員公舎に係る賃貸借契約書である。

(2) 公文書部分公開決定の理由について

本件対象公文書中の部屋番号が特定される情報（特定されるおそれのある情報を含む。）駐車場番号、居住者名簿欄のうち副市長以外の欄の氏名、続柄、生年月日、年齢及び勤務先又は学校名（家族構成が明らかとなり、又は明らかとなるおそれのある情報を含む。）並びに媒介業者の従業員の印影は、副市長の私生活上の情報又は特定個人の情報である。

なお、居住者のうち副市長の氏名、生年月日及び住所は、その選任同意の議案において公にされる情報であることから、個人情報であっても条例第 9 条第 2 号ただし書イに定める情報に該当し、非公開とすることができない情報と判断した。

(3) 同一の公文書について異なる決定をした理由について

同一の公文書について、本件異議申立人とは別の請求者に対して平成 19 年 8 月 17 日付けで公文書部分公開決定（以下「別件処分」という。）し、同月 22 日付けで公文書の公開を実施した。しかし、別件処分に係る公文書の公開後から本件処分時までにおいて、別件処分の処分時には想定されなかった支障（公舎の入居者に対する別件処分により公開された情報を手掛かりにしたとする者の来訪、第三者からの印刷物の送達等の事象）が生じたことから、別件処分の内容を見直し、本件処分を行なった。

(4) 憲法第 14 条違反について

本件処分と別件処分に差異があったとしても、上記(3)のとおり具体的な支障が生じたことによるものであり、本件処分が法の下での平等原則に反するものではない。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 基本的な考え方について

いなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号。以下「条例」という。）の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害され、又は行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することがないように、原則公開の例外を定めている。

異議申立人は、同一の公文書について、本件処分が別件処分と異なることを以って憲法第14条が定める「法の下での平等原則」に違反すると主張しているが、当審査会は情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、本件処分の内容について次のとおり判断する。

##### (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、いなべ市が平成19年4月1日付けで締結した職員公舎に係る賃貸借契約書である。

本件対象公文書には、契約物件（階番号、部屋番号及び駐車場番号）、契約当事者名、媒介業者名、契約条項、使用規定、賃借人以外の入居者に関する情報並びに媒介担当店の従業員の氏名及び印影が記載されている。

なお、本件処分の時点において、職員公舎には副市長が入居している。

##### (3) 条例第9条第2号「個人情報」該当性について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、プライバシーの概念は類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報が記録された公文書は、原則として非公開とすることを定め、その一方で、法令の定めるところにより何人でも閲覧できる情報、公表を目的としている情報及び許可、免許届出等に際して作成し、又は取得した情報であって公益上公開することが必要であると認められるものについては、公開することができることを定めたものと解される。さらに、当該情報のみでは特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについても非公開とすることが相当であると解される。

本件対象公文書中の情報のうち階番号（賃借物件の所在する階番号であって部屋番号が特定されるおそれのある情報）、部屋番号及び駐車場番号は、市の契約物件に関する情報であると同時に居住者の住居に関する情報であるため個人に関する情報であると認められる。

本件対象公文書中の情報のうち居住者名簿欄の情報（副市長本人の住所、氏名、生年月日及び年齢を除く。）は、個人に関する情報であると認められる。本件処分では、本件対象公文書中の副市長本人の欄を除く全ての欄について非公開とされているが、仮に居住者名簿欄中に記載のない欄を非公開としなかった場合には、副市長の世帯の構成が明らかとなる。世帯の構成に関する情報は副市長の職務の遂行に関する情報ではなく私生活に関する情報であることから、居住者名簿欄中の副市長本人以外の欄の全てについて個人に関する情報であると認められる。

本件対象公文書中の情報のうち媒介担当店の従業員の印影は、個人に関する情報であると認められる。

したがって、これらの情報は条例第9条第2号本文に定める個人情報に該当すると判断する。

(4) 条例第9条第2号ただし書「個人情報の例外」該当性について

本件対象公文書中の副市長本人の住所、氏名、生年月日及び年齢は個人に関する情報であるものの、その選任の際に議会の同意を得る議案において氏名、生年月日及び住所が公にされることから条例第9条第2号ただし書イに該当し、個人情報の例外となる情報であると判断し、その余の情報は条例第9条第2号ただし書ア、イ又はウのいずれにも該当しない情報であるため個人情報の例外には該当しないと判断する。

(5) 同一の公文書に対する異なる決定について

公開された情報が利用され何らかの支障が確認された場合には、その後の公開決定に際して、当該支障についても十分に検討される必要がある。本件処分についても、情報公開制度に内在する問題と情報公開制度の適正な運用が考慮された結果と言える。

(6) 法の下での平等原則違反について

憲法第14条に定める「法の下での平等」は、あらゆる点における絶対的平等及び機械的平等を意味するものではなく、不合理な差別的取扱いが禁止されるものであって、合理的な差別は憲法第14条に違反するものではないとされている。

本件処分と別件処分には、一見、差が「有るように見える。」が、前記3(3)後段記載のような具体的な支障が生じたことによるもので、そこには十分の合理性が有り、異議申立人の主張はあたらない。

(7) 結論

よって、主文のとおり答申する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会処理経過

年月日	処理内容
平成 19 年 9 月 28 日	諮問書受理
平成 19 年 10 月 18 日	諮問書確認（第 23 回審査会）
平成 19 年 11 月 22 日	実施機関の理由説明及び審議（第 24 回審査会）
平成 19 年 12 月 20 日	審議（第 25 回審査会）
平成 20 年 1 月 17 日	審議（第 26 回審査会）
平成 20 年 2 月 21 日	審議及び答申（第 27 回審査会）

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会

役 職	氏 名	備 考
会 長	伊藤 裕	鈴鹿国際大学国際学部教授
会長代理	坂東 行和	四日市大学総合政策学部教授
委 員	伊藤 征記	地元有識者
委 員	杉浦 肇	弁護士
委 員	杉岡 治	弁護士